

## 第 6 回世田谷区農業委員会総会

日：平成30年 1月31日（水）

場所：三軒茶屋分庁舎 4階会議室

## 第6回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：平成30年1月31日（水）午後4時から

開催場所：世田谷区役所三軒茶屋分庁舎4階会議室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 穴戸幸男、山崎義清、佐藤満秀、橋本隆男、渡邊武彦、田中光男、高橋敏昭、上野博、佐藤治雄、池亀宏、森安一、田中宏和、永井潔、高橋良治、苅部嘉也、山崎節彌、諸星養一、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：なし

出席の職員：事務長 筒井英樹、事務次長 河野裕宣、主事 寺澤弥生子、主事 會田航  
都市計画課課長 畝目晴彦、主事 志村

午後 4 時 1 分開会

事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第 6 回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(資料確認、会長あいさつ)

高橋会長 本日は全員出席ですので、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、森委員と永井委員、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は特例として、次第 5 の協議事項(1)生産緑地地区の追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについて(依頼)から協議したいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。

例年、該当する地域の農業委員の皆様におかれましては、現地調査にご協力いただいているところでございますが、本日の協議事項の(1)、資料No.5、生産緑地地区の追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについて(依頼)、今年度におきましても引き続き農業委員の皆様をお願いするところでございます。

合わせて、昨年 8 月 30 日に開催されました本総会にて農業委員の皆様にご協議いただきました 6 の報告事項の(1)、資料No.9、東京都市計画生産緑地地区の変更についての報告もでございます。

そのため、都合により、議事の順序を変更することをお許しいただき、世田谷区農業委員会総会会議規則第 8 条の規定による関係人の出席と発言について、議長の許可と委員の皆様のご同意をお願いいたします。

高橋会長 今の事務局から説明があった件について、世田谷区都市計画課職員 2 名の出席と発言をすることにご同意いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、出席と発言を許可いたします。

それでは、都市計画課長より、協議事項(1)生産緑地地区の追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについて(依頼)及び報告事項(1)東京都市計画生産緑地地区の変更について(報告)の説明をお願いいたします。

畝目課長 それでは、都市計画課の畝目より説明させていただきます。

出席と発言につきましてお許しをいただきまして、ありがとうございます。

本日は、ただいまご紹介いただきました生産緑地に関して、協議事項と報告事項がございます。初めに、協議事項についてご説明させていただきます。

資料No.5をご覧ください。生産緑地地区の指定に当たりましては、都市計画法、生産緑地法、世田谷区生産緑地地区指定要領及び世田谷区生産緑地地区指定要領細目に基づきまして審査、指定等を行ってございます。来年度の追加指定の本申請に先立ちまして、相談を受けました農地の調査、立ち会いについて、本年度も生産緑地地区として適正に管理されているか等、専門家の立場からご助言をいただきたく、このたび、ご協力のお願いに参りました。

(都市計画課から、資料に基づき説明)

続いて、報告事項になります。資料No.9となります。

こちらにつきましては、昨年8月の農業委員会総会におきまして意見照会をさせていただきまして、ご回答いただきました本年度の生産緑地地区の変更につきましてになります。9月に都市計画法に基づきます都市計画案の公告、縦覧を行いまして、10月の世田谷区都市計画審議会への諮問を経まして、11月16日に都市計画変更を告示させていただきました。資料の内容につきましては、8月の総会時と同様のものがございます。

ご報告は以上でございます。ありがとうございました。

高橋会長 ありがとうございます。ただいま協議事項(1)と報告事項(1)についての説明をいただきました。

それでは、協議事項(1)についてのご意見、報告事項(1)についてご質問がありましたら、お願いいたします。

高橋(良)委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、追加指定と新規指定とありますね。多分、追加指定というのは、生産緑地のすぐ隣にあって追加という意味だと思うんですけども、新規というのは、例えば持ち主というより土地でやっているんですか。飛んでいるところを新しく生産緑地として申請する場合に、引き下げがあって、300平米以上になって、そこで新規になった場合、ほかのところに持っている人でも、これが土地として新規という意味で扱っているんでしょうか。

畝目課長 例えば、分かりやすい例で、資料No.9の11ページをご覧ください。これが案内図で、赤いところが新規指定になってございます。このように、今回の場合は500㎡を下回ったところですけども、新たに条例を変えまして300㎡から指定できるようにして、単独

の農地として生産緑地に指定しているものでございます。

一方で、もう1つ別に、10ページ、こちらは追加になってございます。これは39番、緑色の既存の農地の部分に新たに隣り合っていて、追加をされる、これは追加と表現しています。新規については、こうした単独のものもございまして、例えば、お話にありましたように、隣り合ったところで、持ち主が違う場合でも一体として見て、1つの追加といったところもありますし、単独でなし得ているのであれば、それを1つのもので追加としてできることがあります。それは、それぞれの状況とかを踏まえてやらせていただいております。

以上です。

高橋（良）委員 そうすると、人じゃなくて土地でやっている訳ですね。

畝目課長 今回の場合はそうです。

高橋会長 ほかによろしいでしょうか。それでは、協議事項(1)は本依頼内容のとおり進めることを承認するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

高橋会長 それでは、承認することといたします。

調査対象農地の担当委員は、農地の調査、立ち会いについて協力をお願いいたします。

また、報告事項(1)については、都市計画課の皆さんに、今後とも区内農地の保全のため、お力添えをいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

都市計画課の皆さん、ご苦労さまでございました。退出いただいて結構でございます。

〔都市計画課職員 退室〕

高橋会長 それでは、通常どおりの議事進行に戻ります。

次第4の議案の審議に入ります。

今回、第1号議案はございません。

第2号議案の農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条はなく、農地法第5条が3件となっております。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.1-1をご覧くださいと思います。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

全件専決処理のため、報告のみとさせていただきます。

受付番号29-5-31。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告) 1枚おめくりいただき、裏面をご覧ください。資料No.1-2です。

受付番号29-5-32。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.1-3をご覧ください。と思います。

受付番号29-5-33。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 この件につきまして質問がありましたら、お願いいたします。

高橋(良)委員 事務局にお伺いしたいんですけども、一番最初の1件目と2件目は、  
から になって、 から に移ったということは、全然手も加えられないで農地のまま移っているということなんですか。

事務局 おっしゃるとおりです。農地のまま変わらず届け出が出されてきたもので、届け出の内容についても問題がなかったということで、私どもはそのまま受けたというところでございます。

高橋(良)委員 本来なら、開発して何かするはずだったのができなかったということですか。

事務局 所有権が移っているのは登記事項証明書でちゃんと確認しておりますので、届け出自体は問題ないというところでございます。

高橋会長 ほかにございますか。質問がないようですので、第2号議案は終了いたします。

次に、(3)の第3号議案、その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが4件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが1件ございます。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。1件ございますので、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.2をご覧ください。と思います。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

以上でございます。

高橋会長 それでは、この件について調査されました山崎義清委員、調査結果の報告をお願いいたします。

山崎(義)委員 1月16日に事務局と3人で行ってきました。

まず1番が、被相続人である さんは死亡するまで農業を営んでいたかということなんですが、これについては問題なく営んでいたということです。今後は、 さんのほか、 さん、 さんとで、間違いなく農業経営をやっていくということでした。

主な農作物としては、ブドウ、イチゴ、桃という果樹をやっておりまして、非常にいいものを作ります。それから、野菜の方はトウモロコシ、京いも、秋のジャガイモということで、ほとんどがファーマーズマーケットで完全に販売という形になります。肥培管理は、 さんが特にやっていたので、全く問題なくやっています。

以上が今回のご報告でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件につきましてご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいですか。意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

以上で、相続税納税猶予に関する適格者証明願についての審議は終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。4件ございますので、順に審議いたします。

それでは、1件目、2件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。

資料No.3-1及び裏面のNo.3-2の1件目、2件目につきましては、被相続人が同一で、相続人が被相続人に対する 及び であるため、まず事務局で続けて説明させていただきたいと思っております。また、調査結果の報告につきましても、調査委員である永井委員に続けて行っていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の資料No.3 - 1をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

裏面をご覧くださいと思います。No.3 - 2、第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、この件について調査されました永井潔委員、よろしく願いいたします。

永井委員 それでは、報告させていただきます。

1月16日、事務局2名立ち会いのもと、行ってまいりました。

畑につきましては、両方ともしっかりとやられております。ただ、冬場ということで、作物は幾らも作付がなかったんですけれども、年間を通しまして、ユズとか桃とかミカン、もともとが枝物というか、その大もとは華やかだったんです。そういうものが結構多くて、世代交代すると同時に野菜を作り始め、タマネギとかスナップエンドウ、大根、カブ、そういうものが作付されておりました。

畑は、さんが一生懸命やっておられました。

出荷先でございますが、ファーマーズマーケット、それと自分の家の無人販売でございます。これからも頑張っていただければと思っております。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件につきましてご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

まずは、1件目についての証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。

次に、2件目について証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、1件目、2件目ともに証

明書を発行することといたします。

次に、3件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-3をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました永井潔委員、もう1回お願いいたします。

永井委員 それでは、報告させていただきます。

1月16日、事務局2名と、調査しまして、本人も一生懸命やっておるんですが、土づくりに苦労しておりました。作物につきましても、ネギ、のらぼう菜、ブロッコリー、キャベツ、ニンジン、タマネギというふうに、いろんなものを作ってありましたけれども、冬場、作付についてはまだまだちょっと少ないかなと。ちょうどトラクターをかけた後でございました。

自分の家の前の自動販売機で販売いたしております。何しろ一生懸命やっているのはずっと昔から見分かっていきますので、しっかりやっていただければと伝えてまいりました。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

最後に、4件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-4をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 この件について調査されました田中光男委員、調査結果の報告をお願いいた

します。

田中（光）委員 1月16日、事務局2名と さん立ち会いのもと、調査いたしました。農業経営は主に さん。農作物は1年を通してブルーベリーで、今後はレモン、オレンジ等の果樹もやる予定ということです。行ったときはまだブルーベリーが収穫時期じゃなかったんですけども、収穫のときはネットを張ったりして虫よけをしているそうです。販売は、自宅の庭先で販売しています。肥培管理は、防草シートを張って、やや草がありましたけれども、良好でした。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

高橋会長 意見もないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。1件ございますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.4をご覧くださいと思います。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

（事務局より、申請内容などについて説明）

事務局からは以上でございます。

高橋会長 では、調査されました田中光男委員、もう1度調査結果の報告をお願いいたします。

田中（光）委員 同じく1月16日、 さん、事務局2名立ち会いのもと、調査いたしました。

昨年 さんは亡くなられたんですが、ただ、畑を見て、今は冬場ということで余り農作物はなかったんですけども、肥培管理等はきれいにされて、夏冬通して葉物とか大根等、かなり一生懸命やっていたようです。小作関係はありません。紛争についてもありません。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。それでは、この件についてご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

以上で、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

これもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)は終了しておりますので、(2)の平成30年3月の総会日程(案)についてを協議します。

それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.6、平成29年度世田谷区農業委員会総会開催日程についての案をご覧くださいと思います。

次回の総会開催日時につきましては、2月28日水曜日午後3時から、会場は区役所三軒茶屋分庁舎4階会議室にて開催されることが決定しております。

3月の開催日時につきましては、3月29日木曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階第5委員会室の予定となっております。ご確認をお願いいたします。平成30年度の総会開催日程につきましては、今、関係機関と調整中でございます。来月の農業委員会総会の中で情報提供できるかと思っておりますので、ご承知おきいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 質問はありますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、開催案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 では、そのとおり決定いたします。

次に、(3)の生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議します。

それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.7をご覧くださいと思います。生産緑地の取得のあっせん依頼についてでございます。

本件につきましては、前回、12月26日に開催されました第5回農業委員会総会にて、主たる従事者証明について農業委員の皆様にご審議いただき、問題ないということで証明書を発行した件でございます。翌開庁日の12月27日付で買い取り申し出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買い取り申し出はないということの結論が出ましたので、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 それでは、この件について質問はございますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 質問がなければ、終了いたします。

次に、(4)の平成29年度世田谷区農業委員会活動計画の評価及び平成30年度世田谷区農業委員会活動計画(案)についてを協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.8、平成29年度世田谷区農業委員会活動計画の評価についてをご協議させていただきます。

まず、裏面をご覧くださいと思いますが、先月の農業委員会総会でも案ということでお示しした部分を掲載させていただいておりますが、こちらの平成30年度の活動計画、今年度、平成29年度の内容も全く変更はございません。こちらに基づきまして、本年度、農業委員の皆様は年間の活動を行っていただいているところでございます。

表面の平成29年度活動計画の評価につきましては、今年度の活動計画に基づきまして、事務局で評価の案を作らせていただいたところでございます。今申し上げました裏面の平成30年度活動計画(案)とともに、2月に発行させていただきます営農だよりにて掲載する予定でございます。詳細の説明につきましては、記載のとおりでございますので割愛させていただきたいと思いますが、後ほど内容をご確認いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、表面の活動計画の評価の6、農地情報の整備についての補足説明という形になりますが、毎年8月に農家の皆様にご協力いただいている農家基本調査の集計結果につつま

しては、現在、集計中でございます。集計結果ができ次第、皆様にも情報提供させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 質問はございますか。

30年度の活動計画の（案）というのは、取るんですか。

事務局 予定になりますけれども、先月の農業委員会でも報告させていただきましたが、これから2月の営農だよりに案ということで出させていただきますので、農家さんにも情報提供させていただきますので、ご意見を頂戴するという流れをとっております。最終的に4月に決定させていただきます中で、5月の営農だよりに決まったという形で報告させていただきますので、

高橋会長 分かりました。

以上で協議事項は終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(2)から(5)について、事務局から報告願います。

事務局 それでは、資料No.10をご覧くださいと思います。一般社団法人東京都農業会議「農業功労者表彰」受賞者の決定についてでございます。

本件につきまして、昨年11月に開催されました農業委員会総会において、平成29年度農業功労者表彰について、JAの協力のもと、委員の皆様にもご協議させていただいた上で、東京都農業会議に推薦した結果、このたび資料のとおりとなりましたので、皆様にご報告させていただきます。

なお、受賞者には第59回東京都農業委員会・農業者大会の記念行事にて感謝状が授与されることになっておりますので、ご承知おきいただければと思います。

続きまして、今度は資料No.11に移らせていただきます。今も触れさせていただきましたけれども、一般社団法人東京都農業会議によりまして、第59回東京都農業委員会・農業者大会の開催のご案内についてでございます。

先月の農業委員会総会においても情報提供させていただきましたが、このたび、詳しい情報、内容が記載されたものがございますので、皆様にお渡しさせていただきます。

なお、3ページに簡単に触れさせていただきますと、内容について、開催日時につきましては、2月22日木曜日、午後1時から4時半まで、会場につきましては、瑞穂町のスカイホール「大ホール」にて開催されます。前回の農業委員会でも諮らせていただきました

とおり、記念行事としまして、企業的農業経営、農業後継者の顕彰が行われるとともに、功労者の表彰も合わせて行わせていただきます。

先月の総会でも出欠について確認させていただいたところでございますが、バスで行きますので、一番最後の6ページにおいて今回の行程表をお示しさせていただきました。書いてありますとおり、今回、観光バスにて各JAを回り、最終的に瑞穂町のスカイホールに向かいたいと思っています。帰りにおきましても、行きとは逆に回って送らせていただくという形で予定しています。

こちらを前提として、5ページに戻らせていただきます。まず、出欠について皆様にご確認いただきたいということが1点。また、出席される方におきましては、集合場所について1から3まで表示させていただいております。場所はこちらではない方がいいということであれば、ご報告をいただきたいと思っています。

今現在報告させていただく中で、出欠について変更がある方、また、集合場所について変更がある方についてはお教えいただければと思いますが、皆様、大丈夫でしょうか。

高橋会長 大丈夫です。よろしく願いいたします。

事務局 承りました。

当日、各JAに時間どおりに何う予定ではありますけれども、概ね10分ぐらい前までにはこちらの場所にご集合いただきたいので、何卒よろしく願いいたします。

もし、この後変更がありました、急遽行けなくなりましたということがあれば、事務局に遠慮なくご連絡いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局からこちらの部分については以上でございます。

続きまして、資料No.12に移らせていただきます。ふれあい農園「花栽培農家で寄せ植えづくり」の開催についてでございます。開園日時、参加費、申込方法、周知方法につきましては記載のとおりでございますので、ご確認いただければというところでございます。

また、裏面、資料No.13に移らせていただきます。野菜づくり講習会参加者募集のご案内でございます。

今回、2園ご案内させていただく中で、喜多見にあります次大夫堀自然体験農園及び瀬田にございます瀬田農業公園（分園）で開催されます。内容、対象者、日時、受講料、募集人数、周知方法・申込方法につきましては記載のとおりでございますので、ご確認いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 質問がありましたら、お願いいたします。

高橋(良)委員 No.13の野菜づくり講習会とあるんですけども、これはどんなものが教えてもらえますか。2万円とあるんですけども、これは例えば月に1回何かをやるんですか。

事務局 まず、開催の回数につきましては、日時の欄をご覧くださいと思いますが、次大夫堀の方につきましては、4月から31年2月の土曜で、月2回程度、午前9時から開催されるという内容になっております。また、瀬田農業公園につきましては、4月から12月までの間、第2・第4火曜、月2回です。午前9時から開催されます。

高橋(良)委員 何時間ぐらiyorるんですか。

事務局 大体午前中です。

高橋(良)委員 誰でもできる訳ですか。

事務局 ホームページで募集して、こちらにも書かせていただいておりますが、多ければ30人、20人という形で抽せんとなります。

高橋(良)委員 やりたい人がいれば、ホームページから参加の表明をすればいい訳ですね。

事務局 そうですね。それで申し込んでいただいて、人数枠におさまれば、そのままできますし、場合によっては抽せんさせていただいて、種まきから収穫まで一斉にやっていただく。1年を通してという形でやらせていただきます。

高橋会長 よろしいですか。以上で予定案件は全て終了いたしました。

全般的な事項について質問はございますか。

高橋会長 それでは、穴戸会長職務代理から閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長職務代理者 あいさつ)

午後4時52分閉会